

令和4年度個人市民税・県民税についてのお知らせ

個人市民税・県民税の主な税制改正

1. 住宅ローン控除の特例が適用される対象者の拡大

消費税10%で取得した住宅へ令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した方の控除対象期間が3年間延長（10年→13年）される特例について、令和4年12月31日までに入居した方も対象となりました。（※）

また、今回延長された期間内に入居し、合計所得金額が1,000万円以下の方については面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となりました。（※）

入居日	平成21年1月から令和元年9月まで	令和元年10月から令和2年12月まで	令和3年1月から令和4年12月まで
控除期間	10年	13年	13年（※）

（※）注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末までの期間、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末までの期間に契約を締結している必要があります。

2. 給与所得控除の見直し（令和3年度から適用）

控除額が一律10万円引き下げられ、控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

※子育て世帯や介護世帯には負担が生じないよう、所得金額調整控除の措置があります。

収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円	収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円	収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

※給与等の収入金額が660万円未満の場合は、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第5により求めます。

3. 公的年金等控除の見直し（令和3年度から適用）

控除額が一律10万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が1,000万円以上の場合の控除額について、195万5千円が上限とされました。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超える場合には以下の額を公的年金等控除額から差し引きます。

- 他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合 10万円 ●他の所得が2,000万円超の場合 20万円

	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	
		改正後	改正前
65歳以上	330万円未満	110万円	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25% + 27万5千円	収入金額×25% + 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15% + 68万5千円	収入金額×15% + 78万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% + 145万5千円	収入金額×5% + 155万5千円
1,000万円以上	195万5千円		
65歳未満	130万円未満	60万円	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25% + 27万5千円	収入金額×25% + 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15% + 68万5千円	収入金額×15% + 78万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% + 145万5千円	収入金額×5% + 155万5千円
1,000万円以上	195万5千円		

4. 非課税措置と所得控除等の要件の見直し（令和3年度から適用）

非課税措置、所得控除等の合計所得金額の要件が下記のとおりとなりました。

要件等	合計所得金額 ※所得割の非課税限度額は総所得金額等	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除	75万円以下	65万円以下
非課税措置	135万円以下 (障害者・未成年・ひとり親又は寡婦)	125万円以下 (障害者・未成年・寡婦又は寡夫)
均等割の非課税限度額	31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+本人)+10万円+18万9千円 ※18万9千円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+本人)+18万9千円 ※18万9千円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
所得割の非課税限度額	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+本人)+10万円+32万円 ※32万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+本人)+32万円 ※32万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

5. 退職所得課税の適正化（令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等に適用）

令和3年度の税制改正により、役員等以外で勤続年数が5年以下の方の、令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち、300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく、全額を課税の対象とすることとなりました。

個人市民税・県民税の猶予制度及び減免制度

・災害、病気、事業の廃止など、特別な事情で納期内の納税が困難な場合、最長で1年間納税を猶予する制度があります。

※納期限までの申請が必要です。詳しくは、本庁・各支所の納税担当課（係）にお早めにご相談ください。

・災害により損害を受けた場合や、生活扶助（生活保護）を受けているなど特別な事情がある場合は、その状況に応じて減免が受けられることがあります。

※納期限までの申請が必要です。申請が可能な時期や要件等は、本庁・各支所の市民税担当課（係）にお問い合わせください。

公的年金を受給されている方へのお知らせ

<個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度>

平成 21 年度から、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市区町村における徴収の効率化を図る観点から、個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度が実施されています。

1 特別徴収の対象者

個人市民税・県民税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けていて、4月1日現在、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払（老齢等年金給付）を受けている65歳以上の方。

2 特別徴収の対象税額

公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額になります。

税額決定（納税）通知書の公的年金特別徴収税額欄の記載金額が、年金から特別徴収（天引き）される税額になります。

年金の支払月ごとに特別徴収される税額は、通知書に徴収月別に記載されておりますのでお確かめください。

※ 65歳以上の方の公的年金等の所得に係る所得割額については、給与から特別徴収（天引き）されません。

※ 給与所得など他に所得がある場合は、他の所得に係る所得割額等は、普通徴収（納付書又は口座振替により納める方法）又は給与からの特別徴収となります。

※ 給与からの特別徴収が行われている方の均等割額は、給与から特別徴収されます。

3 特別徴収の対象年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等が対象となります。（遺族年金、障害年金は除く。）

4 特別徴収税額の算定方法と徴収時期

今年度から新たに公的年金特別徴収の対象となる方

税額	普通徴収税額（個人納付）		公的年金特別徴収税額		
	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ		年額額の6分の1ずつ		

前年度の途中で、公的年金から特別徴収する税額が変更になったことなどに伴い特別徴収が中止になった方は、今年度の10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、今年度から新たに特別徴収の対象となる方と同様の方法で納めていただくことになります。

公的年金特別徴収が継続されている方

税額	公的年金特別徴収税額					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度分の年税額の6分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ		

（注）表中の年税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額です。

※年の途中で税額の変更があった場合など、上記図のようにならないことがあります。

<公的年金受給者のうち申告が必要な場合>

収入が公的年金等のみであっても、次のような場合などは個人市民税・県民税の申告が必要です。

- ・「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
例：年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦・ひとり親・扶養・障害等の記載を忘れた場合
源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料等の支払がある場合
- ・受給している公的年金等が障害年金・遺族年金のみで、扶養親族等になっていない場合
- ・源泉徴収対象外の年金（外国で支払われる年金）を受給している場合

お問い合わせ先	◎課税の内容・減免制度について 鹿児島市 市民税課 099-216-1174・1175・1173 谷山税務課 099-269-8421 吉田税務課 099-294-1213 松元税務課 099-278-5416 伊敷税務課 099-229-9736 桜島税務課 099-293-2348 郡山税務課 099-298-2115 吉野税務課 099-244-7392 喜入税務課 099-345-3759 東桜島税務係 099-221-2112
	◎猶予制度について 納税課 099-216-1191~1194

スマートフォン決済アプリ納付及びクレジットカード納付でのお支払いのご案内

令和3年4月より市税等を電子マネー等で決済できる納付サービスが始まりました。

- ・スマートフォン決済アプリ納付 PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、支払秘書、PayB、モバイルレジ
- ・クレジットカード納付 VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub

※市役所、金融機関及びコンビニエンスストアの窓口でスマートフォン決済アプリやクレジットカードを

提示しての納付はできませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】納税課：（納付方法に関すること）099-216-1190（納付書に関すること）099-216-1191

詳しい納付方法はお電話でお問い合わせ
いただくか、市ホームページをご覧ください。

鹿児島市 市税 納付

検索